



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**規 則**

○沖縄県災害救助基金管理規則の一部を改正する規則（消費・暮らし安全課）…………… 1

**告 示**

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定（環境整備課）…… 2

○第二種特定鳥獣管理計画の決定（自然保護課）…………… 2

○家畜の予防検査の実施（畜産課）…………… 2

○家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課）…………… 4

○漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 5

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 5

○公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 5

○公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 5

○土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 6

○公有水面埋立しゅん功認可（港湾課）…………… 6

○公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課）…………… 7

**公 告**

○鳥獣保護管理事業計画の変更（自然保護課）…………… 7

○大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）…………… 7

○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課）…………… 8

○計画段階環境配慮書の縦覧（道路街路課）…………… 9

○計画段階環境配慮書に係る説明会の開催（道路街路課）…………… 9

○開発行為に関する工事の完了・7件（南部土木事務所）…………… 10

**企業局事項**

○沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程…………… 12

**病院事業局事項**

○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告…………… 12

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告…………… 13

○特定調達契約に係る公募型プロポーザル方式による手続開始についての公告（県立宮古病院）…………… 15

**議会事項**

○沖縄県議会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… 17

**人事委員会事項**

○沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… 17

## 規 則

沖縄県災害救助基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 5 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第7号

#### 沖縄県災害救助基金管理規則の一部を改正する規則

沖縄県災害救助基金管理規則（平成30年沖縄県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第29条」を「第30条」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第92号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

平成31年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

指定区域	埋立地の区分
うるま市石川東山原3323番3、3323番4、3176番1、3176番2及び3177番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イの埋立地

沖縄県告示第93号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣管理計画を定めた。

平成31年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 第二種特定鳥獣の種類 ニホンイノシシ（イノブタを含む。）
- 2 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間 平成31年3月5日から平成34年3月31日まで
- 3 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 渡嘉敷村全域及び座間味村全域
- 4 第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の管理の目標 次のとおりとする。
- 5 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合の当該事業の実施に関する事項 次のとおりとする。
- 6 その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第94号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成31年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未越夏牛
口蹄疫	牛、めん羊、山	全ての牛、めん羊、山羊及び豚

	羊及び豚	
ブルセラ病	牛及び豚	(1) 種付けの用に供する雄牛及び豚 (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
結核病	牛及び山羊	(1) 種付けの用に供する雄牛及び体内受精卵の採取に供する牛 (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 (3) 搾乳の用に供する雌山羊及びにこれらの山羊と同一施設内で飼育している山羊
ヨーネ病	牛	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 前年度及び前々年度の県外導入牛 (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊及び山羊	(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 12か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛
牛白血病	牛	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
馬伝染性貧血	馬	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬
豚コレラ	豚	主として子豚及び繁殖豚
オーエスキー病	豚及びいのしし	主として県外導入豚及び繁殖豚又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として採卵鶏、肉用鶏及び種鶏
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥
家きんサルモネラ感染症	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐 <sup>そ</sup> 蛆病	みつばち	みつばち

4 期日及び場所

(1) 期日 平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾病名	方法
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	中和試験法及びウイルス分離試験法
口 <sup>てい</sup> 蹄疫	臨床検査
ブルセラ病	凝集反応検査（急速凝集反応法及び試験管凝集反応法）及びエライザ法
結核病	ツベルクリン検査（皮内注射法及び皮下注射法）

ヨーネ病	スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査及び細菌検査
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウエスタンブロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査及び臨床検査
ピロプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
アナプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
牛白血病	エライザ法及び間接赤血球凝集反応
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚コレラ	中和試験法及びエライザ法
オーエスキー病	ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法及び臨床検査
ニューカッスル病	H I 試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間及び遺伝子検査
高病原性鳥インフルエンザ	簡易抗原検査、遺伝子検査、エライザ法、寒天ゲル内沈降反応検査、H I 試験法及び発育鶏卵法
家きんサルモネラ感染症	血清平板凝集反応法
腐 <sup>そ</sup> 蛆病	臨床検査及び細菌検査

沖縄県告示第95号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命じる。

平成31年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱及びイバラキ病	牛	主として搾乳の用に供する雌牛
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未經産牛
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛
ニューカッスル病	鶏	主として種鶏及び採卵鶏

4 期日及び場所

- (1) 期日 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日
  - (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所
- 5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴の別	方法

牛流行熱及びイバラキ病	注射	牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液
アカバネ病、チュウザン病及びアインウイルス感染症	注射	牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病及びアインウイルス感染症）不活化予防液
アカバネ病	注射	アカバネ病（生）予防液
ピロプラズマ病	薬浴	プアオン法
アナプラズマ病	薬浴	プアオン法
ニューカッスル病	注射	ニューカッスル病（不活化）予防液

**沖縄県告示第96号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成31年 3月 5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
那覇地区加入区	主としてまぐろはえ縄漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業）	那覇市赤嶺2丁目14番地2パークマンショントーマ106号 饒平名光明 那覇市壺川2丁目3番地12フレスコア壺川駅1006号 仲村知

**沖縄県告示第97号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、座間味加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成31年 3月 5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県告示第98号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 3月 5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宜野湾市字佐真下
- 2 公共測量を実施する期間 平成31年 2月 5日から同年 3月 29日まで
- 3 作業種類 公共測量

**沖縄県告示第99号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年 3月 5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 北谷町
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年 9月 5日から同年10月31日まで

3 作業種類 公共測量

**沖縄県告示第100号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
佐良浜(1)	宮古島市伊良部字池間添の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
佐良浜(2)	宮古島市伊良部字前里添の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県宮古土木事務所及び宮古島市役所において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第101号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成31年3月5日

船浮港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成31年2月25日 沖縄県指令土第72号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

- (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
- (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕

3 埋立区域

(1) 位置

- ア 第1区域 竹富町字西表船浮2461番1、2462番及び2476番の地先公有水面
- イ 第2区域 竹富町字西表船浮2461番2の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1区域 次の各地点を順次に結んだ線、①の地点と⑦の地点を結ぶ平成27年春分の満潮位（DL+1.84メートル）における公有水面と陸地との境界線及び昭和53年10月26日付け沖縄県指令土第949-1号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DL+1.78メートルにより決定）により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点（吉15）船浮（北緯24度20分26秒、東経123度43分37秒）から151度46分14秒453.39メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から194度55分00秒3.54メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から284度54分48秒17.00メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から195度00分35秒45.00メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から285度00分27秒3.94メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から194度57分47秒0.47メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から285度00分37秒1.36メートルの地点

イ 第2区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ昭和53年10月26日付け沖縄県指令土第949-1号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DL+1.78メートルにより決定）により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点（吉15）船浮（北緯24度20分26秒、東経123度43分37秒）から147度52分34秒471.26メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から104度47分15秒10.16メートルの地点

③の地点 ②の地点から194度47分18秒14.17メートルの地点

④の地点 ③の地点から284度47分15秒10.16メートルの地点

(3) 面積

第1区域 386.22平方メートル

第2区域 143.90平方メートル

合計 530.12平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成29年2月20日 沖縄県指令土第109号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 竹富町

---

### 沖縄県告示第102号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、うるま市屋慶名土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 うるま市与那城、与那城屋慶名及び与那城中央の各一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成25年1月15日から平成31年1月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級・3級・4級基準点測量、現地測量及び画地出来形確認測量）

---

## 公 告

---

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条の規定により、平成29年3月31日に公表した第12次鳥獣保護管理事業計画を変更した。

なお、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課において縦覧に供する。

平成31年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成31年3月5日から同年7月5日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部商工観光課において縦覧に供する。

平成31年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 届出年月日 平成31年1月31日
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）沖縄・豊崎タウンプロジェクト 豊見城市字豊崎3番35ほか
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号 代表取締役 芳井敬一
  - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 未定
  - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成32年4月1日
  - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 20,493平方メートル
  - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 2,266台  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部商工観光課において縦覧に供する。）
  - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 50台  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部商工観光課において縦覧に供する。）

- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 268平方メートル  
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部商工観光課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 166立方メートル  
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部商工観光課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後11時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり  
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部商工観光課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンプラザいとまん 糸満市字兼城400番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀興産株式会社 与那原町字与那原1114番地 代表取締役 山城敦子
- 3 法第8条第1項の規定による糸満市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成31年3月5日から同年4月5日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール沖縄ライカム 北中城村アワセ土地区画整理事業区域内4街区1番から212番、214番
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 吉田昭夫
  - 3 法第8条第1項の規定による北中城村の意見の概要 意見なし
  - 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
  - 5 縦覧期間 平成31年3月5日から同年4月5日まで
  - 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課
-



沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第4条の3第1項の規定により、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成したので、沖縄県環境影響評価技術指針第1章第3の9(2)アの規定により、次のとおり当該配慮書を縦覧に供する。

平成31年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 配慮書事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 沖縄県
  - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
  - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 配慮書対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 (仮称) 勝連半島南側道路整備事業
  - (2) 種類 道路の新設の事業
  - (3) 規模 道路延長約6,100メートル
- 3 事業実施想定区域 うるま市勝連南風原、平安名、内間、平敷屋等
- 4 配慮書の縦覧の場所、公表の方法、期間及び時間
  - (1) 場所
    - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号
    - イ 沖縄県土木建築部中部土木事務所 沖縄市美原一丁目6番34号
    - ウ うるま市民部環境課 うるましみどり町一丁目1番1号
    - エ 南風原公民館 うるま市勝連南風原255番地
    - オ 平安名公民館 うるま市勝連平安名655番地1
    - カ 内間公民館 うるま市勝連内間980番地
    - キ 平敷屋公民館 うるま市勝連平敷屋4068番地
  - (2) 公表の方法 インターネットを利用して沖縄県土木建築部中部土木事務所のホームページに掲載する。(アドレス <https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/doboku-chubu/index.html>)
  - (3) 期間 平成31年3月6日から同年4月5日まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
  - (4) 時間 午前9時から午後5時まで
- 5 意見書の提出 配慮書について環境保全の見地からの意見を有する者は、次に定めるところにより、意見書の提出により意見を述べることができる。
  - (1) 提出期限 平成31年4月5日(金曜日)午後5時
  - (2) 提出先 4(1)ア又はイの場所に郵送又は持参すること。
  - (3) 意見書の提出に必要な記載事項 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。
    - ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
    - イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称
    - ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により記述し、意見の理由を含めること。)
- 6 この公告及び縦覧に関する問合せ先 沖縄県土木建築部中部土木事務所計画調査班 電話番号098-894-6518

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第4条の6第2項の規定により、計画段階環境配慮書の内容を周知させるための説明会（以下「配慮書説明会」という。）を次のとおり開催する。

平成31年3月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 配慮書事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 沖縄県
  - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
  - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 配慮書対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 (仮称) 勝連半島南側道路整備事業
- (2) 種類 道路の新設の事業
- (3) 規模 道路延長約6,100メートル
- 3 事業実施想定区域 うるま市勝連南風原、平安名、内間、平敷屋等
- 4 配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の範囲 うるま市勝連
- 5 配慮書説明会の開催を予定する日時及び場所
  - (1) 日時 平成31年3月13日 午後7時から午後9時まで
  - (2) 場所 うるま市立勝連地区公民館(シビックセンター) うるま市勝連平安名3047番地
- 6 この公告及び配慮書説明会に関する問い合わせ先 沖縄県土木建築部中部土木事務所計画調査班 電話番号098-894-6518

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月5日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年3月1日 沖縄県指令南土第185号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市宇与根浜原300番3の一部、300番19、300番21の一部及び300番22
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市宮城四丁目12番1号 幸建サービス株式会社 代表取締役 伊佐幸兼
- 5 検査済証番号 平成31年1月22日 N第917号
- 6 工事完了年月日 平成31年1月4日

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月5日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年7月27日 沖縄県指令南土第763号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市宇渡橋名東原133番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市宇豊見城471番地2 ニューライフとみしろ202号 赤嶺智
- 5 検査済証番号 平成31年1月23日 N第918号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月24日

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月5日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年2月5日 沖縄県指令南土第86号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市宇摩文仁屋敷原40番1
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市宇兼城20番地メゾン兼城ヒル301号 稲福一行
  - 5 検査済証番号 平成31年1月23日 N第919号
  - 6 工事完了年月日 平成31年1月18日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月5日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年1月24日 沖縄県指令南土第32号、平成30年5月30日 沖縄県指令南土第634号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波仙原609番16
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字武富298番地メゾンT&T101号 上間匠、糸満市字武富298番地メゾンT&T101号 上間亜梨沙
- 5 検査済証番号 平成31年1月23日 N第920号
- 6 工事完了年月日 平成31年1月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月5日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年1月24日 沖縄県指令南土第31号、平成30年6月14日 沖縄県指令南土第666号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波仙原609番20
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市大謝名一丁目18番5-301号ティードカン館大謝名 玉城睦、宜野湾市大謝名一丁目18番5-301号ティードカン館大謝名 玉城汐
- 5 検査済証番号 平成31年1月23日 N第921号
- 6 工事完了年月日 平成31年1月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月5日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年5月22日 沖縄県指令南土第606号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字我那覇645番2及び656番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市字栄原3丁目34番36号 株式会社大栄交通 代表取締役 名嘉由美子
- 5 検査済証番号 平成31年2月4日 N第922号
- 6 工事完了年月日 平成31年1月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月5日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年5月10日 沖縄県指令南土第560号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字糸州前原94番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市賀数300番地の2賀数宿舍1棟301号 盛山信浩
- 5 検査済証番号 平成31年2月14日 N第923号

6 工事完了年月日 平成31年2月1日

## 企 業 局 事 項

### 沖縄県企業局管理規程第1号

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月5日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 金 城 武

#### 沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局組織規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表沖縄県企業局石川浄水管理事務所の項中「及び金武ダム」を削り、同表沖縄県企業局北谷浄水管理事務所の項中「1 北谷浄水場」を「1 北谷浄水場及び栗国浄水場」に、「及び喜名調整池」を「喜名調整池及び栗国調整池」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項の表沖縄県企業局石川浄水管理事務所の項の改正規定は、同年3月5日から施行する。

## 病 院 事 業 局 事 項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成31年3月5日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我 那 覇 仁

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県病院事業局事務用ネットワーク端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成31年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
  - (5) その他の条件については、入札説明書による。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県病院事業局ホームページ (<https://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyojin/index.html>) からダウンロードすること。
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県病院事業局病院事業経営課施設整備・ICT推進班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁4階) 電話番号098-866-2636
- (3) 申請書等の受付期間 平成31年3月5日(火曜日)から同月18日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成32年3月31日(火曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県病院事業局が実施する沖縄県病院事業局事務用ネットワーク端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

---

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成31年3月5日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県病院事業局事務用ネットワーク端末機等及びアプリケーションソフト(以下「端末機等」という。)の賃貸借(設置及び設定業務を含む。以下同じ。)一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を手入するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 平成31年3月5日付け沖縄県公報定期第4724号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県病院事業局事務用ネットワーク端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を手入するための手段 沖縄県病院事業局ホームページ (<https://www.pref.okina>

wa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyoin/index.html) から様式をダウンロードすること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 平成31年3月5日(火曜日)から同月18日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県病院事業局病院事業経営課施設整備・ICT推進班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁4階) 電話番号098-866-2636
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 平成31年3月5日(火曜日)から同月18日(月曜日)まで
  - (2) 場所 沖縄県病院事業局ホームページ(<https://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyoin/index.html>)
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 平成31年4月2日(火曜日)午後3時30分
  - (2) 場所 沖縄県庁11階第1会議室 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 6 入札保証金 見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を平成31年4月1日(月曜日)午後5時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成31年3月5日(火曜日)から同月18日(月曜日)まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 4(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県病院事業局病院事業経営課
  - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2636
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
  - ア 期限 平成31年4月2日(火曜日)午前11時
  - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) 本件は平成31年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、平成31年度の当初予算成立後に効力を生じるものであるため、沖縄県議会において平成31年度の当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

### 13 Summary

- (1) Bids to be tendered  
Lease of terminal units for the network system at Okinawa Prefectural Hospital Bureau as well as the application software  
(This includes duties concerning installation and set-up.)
- (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and software specifications etc.
- (3) Delivery period and place  
Will be specified on our explanatory pamphlet
- (4) Bid due date and time  
April 2, 2019 (Tuesday) 3:30 p.m.  
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Tuesday April 2, 2019.)
- (5) Bid Opening  
Date & Time : April 2, 2019 (Tuesday) 3:30 p.m.  
Place : Okinawa Prefectural Government Building 11th floor, the 1st Conference Room
- (6) NOTE  
All procedures are carried out only in Japanese
- (7) Division in charge  
Hospital Operations Management Division Hospital Bureau Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha city, Okinawa, 900-8570 JAPAN  
Phone : 098-866-2636

沖縄県が発注する物品の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて、公募型プロポーザル方式による手続に付するので、次のとおり公告する。

平成31年3月5日

沖縄県立宮古病院長 本 永 英 治

### 1 概要

- (1) 調達物品名 沖縄県立宮古病院院内情報システム
- (2) 内容
  - ア 電子カルテシステム、オーダーリングシステム、部門システム等の構築
  - イ システムの稼働に必要なハードウェア及びソフトウェアの納入設置
  - ウ システムの稼働に必要なスケジュール等の管理
  - エ 平成31年度に更新予定のR I S ・ P A C Sとの連携
  - オ システムの稼働に必要な電源、ネットワーク等の整備及び施工
  - カ 情報セキュリティに必要なハードウェア及びソフトウェアの納入と設定
  - キ システムの運用に必要な病院職員への研修の実施及び操作マニュアル・規程等の作成
  - ク 本格運用までの支援及び運用開始後のサポート
  - ケ その他、沖縄県立宮古病院が必要とすること。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成32年3月31日まで
- (4) 契約額の目安 750,000,000円以内(消費税及び地方消費税の額を含む。)

- (5) 納入場所 沖縄県立宮古病院
- 2 資格要件 プロポーザル参加表明書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。
- (1) 参加者に求める要件
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- ウ プロポーザル参加表明書を提出した日から契約締結日までの期間において、沖縄県から指名停止がなされていないこと。
- エ 警察当局から、暴力団が実質的に支配する又はこれに準じるものとして排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- オ 病床数300床以上の病院において電子カルテシステムを納品し、現に稼働している実績があることを証明した者であること。
- (2) 沖縄県立宮古病院院内情報システムの障害復旧への対応
- ア 沖縄県立宮古病院院内情報システムの障害発生に対し、3時間以内に技術者を派遣して障害を復旧することができるサービス水準を保証できる者であること。
- イ 24時間連絡可能なサービス体制が整備されており、速やかに対応できることを証明した者であること。
- 3 選定審査及び契約 プロポーザル参加表明書により参加を表明した者に対し、企画提案書等の提出を求め、沖縄県立宮古病院院内情報システム業者選定委員会において選定審査を行うものとする。選定審査の結果、最も評価点の高い者を優先交渉権者として決定し、協議が整えば契約を締結する。優先交渉権者と協議が整わない場合は、次に適切と判断した者と協議し、手続を進めるものとする。
- 4 手続等
- (1) プロポーザル実施要領、プロポーザル提出書類作成要領、仕様書（以下「プロポーザル実施要領等」という。）の交付期間及び交付場所
- ア 交付期間 公告の日から平成31年3月22日（金曜日）まで
- イ 交付場所 4(5)の場所及び沖縄県立宮古病院ホームページ（<http://www.hosp.pref.okinawa.jp/miyako/>）
- (2) プロポーザル参加表明書の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間 公告の日から平成31年3月15日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- イ 提出方法 4(5)の場所に直接又は郵送（配達記録が残るもの）により、提出するものとする。
- (3) 企画提案書等の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間 公告の日から平成31年3月22日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- イ 提出方法 4(5)の場所に直接又は郵送（配達記録が残るもの）により、提出するものとする。
- (4) 企画提案書等の選定審査を行う日時及び場所並びに審査結果
- ア 日時 平成31年3月26日（火曜日）午後を予定
- イ 場所 沖縄県立宮古病院内
- ウ 審査結果 平成31年4月上旬（予定）に書面にて通知する。
- (5) 手続等に関する問合せ先 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里427番地1 電話番号0980-72-3151
- 5 その他
- (1) 手続等において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 提出書類の取扱い
- ア 提出書類は、返却しない。
- イ 提出書類は、本業務に関する目的以外に使用しない。
- (3) 本プロポーザルは平成31年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、平成31



年度の当初予算成立後に効力を生じるものであるため、沖縄県議会において平成31年度の当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

(4) 手続及び業務の詳細はプロポーザル実施要領等による。

#### 6 Summary

- (1) Subject matter of the proposal : Construction work and maintenance of Electronic medical records for Okinawa Prefectural Miyako Hospital
- (2) Time-limit to express interests : 5:00 p.m., 15 March, 2019  
Time-limit to submit the proposal : 5:00 p.m., 22 March, 2019
- (3) Contact : Administration Division Okinawa Prefectural Miyako Hospital  
427-1 Hirarashimozato, Miyakojima City, Okinawa, 906-0013 Japan  
Telephone 0980-72-3151

## 議 会 事 項

### 沖縄県議会訓令第1号

沖縄県議会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月5日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉

#### 沖縄県議会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局文書取扱規程（昭和51年沖縄県議会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表1の項第11号を次のように改める。

(1) 各派代表者会記録

別表1の項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 議会改革推進会議記録

別表2の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同表3の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第10号中「議会運営委員会」を「委員会」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 各派代表者会に関する文書

別表3の項第11号を次のように改める。

(11) 議会改革推進会議に関する文書

#### 附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

## 人 事 委 員 会 事 項

### 沖縄県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局

沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月5日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

#### 沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

沖縄県人事委員会事務局処務規程（平成14年沖縄県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「事務局長若しくは」を「決裁権者又は」に改める。

第12条第2項中「取扱」を「取扱い」に改める。

別表第1第6号中「、昇格」を「及び昇格」に改め、同表第18号中「のうち、課長又はこれと同等以上の職を除く職への採用及び昇任に係る選考」を「（課長又はこれと同等以上の職への採用に係る選考につい

ては、国及び他の地方公共団体との人事交流による採用に係るものに限る。)」に改め、同表第41号中「別表第6キ」を「別表第2キ」に改め、同表第44号中「割振りの」を「割振り」に改め、同表第50号中「苦情相談業務」を「苦情相談」に改める。

別表第2共通の項第1号中「照会」の次に「、回答」を加え、同項第9号中「旅行を」を「ものを」に改め、同表総務課の項第10号中「に基づく」を「の規定による」に改め、同項第11号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第15号中「及び労働安全衛生法」を「、労働安全衛生法」に、「の届出」を「及び船員法(昭和22年法律第100号)の規定による届出」に改め、同表職員課の項第1号中「第10条第1項第1号」を「第10条第1項」に改め、同項第4号中「第25条第1項第2号」の次に「(初任給規則第27条において準用する場合を含む。)」を加え、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同項第18号中「審査請求の」の次に「継続及び」を加え、同号を同項第17号とし、同項中第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、同項第21号中「(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」を削り、同号を同項第20号とし、同項第22号中「法」を「地方公務員法」に改め、同号を同項第21号とし、同項第23号中「苦情相談業務」を「苦情相談」に改め、同号を同項第22号とする。

#### 附 則

この訓令は、平成31年3月5日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--